

## 【表紙】

|                |  |
|----------------|--|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書  |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項   |
| 【提出先】          | 福岡財務支局長  |
| 【提出日】          | 平成21年12月25日  |
| 【会社名】          | 東福製粉株式会社   |
| 【英訳名】          | TOFUKU FLOUR MILLS CO.,LTD   |
| 【代表者の役職氏名】     | 代表取締役社長 野上 英一  |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。  |
| 【本店の所在の場所】     | 福岡市中央区那の津四丁目9番20号  |
| 【縦覧に供する場所】     | 東福製粉株式会社 本社<br>(福岡市中央区那の津四丁目9番20号)<br>株式会社 東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)<br>証券会員制法人 福岡証券取引所<br>(福岡市中央区天神二丁目14番2号) |

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である野上英一は、当社及び連結子会社並びに持分法適用会社（以下、当社グループという。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的な要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記録を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年9月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社並びに持分法適用会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

なお、連結子会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が当社製粉事業のみで3分の2に達しているため当社製粉事業のみを「重要な事業拠点」といたしました。選定した事業拠点について、企業の事業目的に大きく係る勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予想を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務にかかる業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きな業務プロセスとして評価の対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

### 記

当社は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表及び個別財務諸表を作成するための決算・財務報告プロセスに係る内部統制の整備及び運用が不十分であったため、当期の連結財務諸表及び個別財務諸表作成にかかる会計処理及び開示について、監査法人より複数の指摘を受け、修正いたしました。

事業年度の末日までに是正されなかった理由は、決算処理を適切に遂行するための能力及び経験を有した人材が不足していたものの事業年度末日までに補充を行なうことができず、さらに、経理責任者の退職や経理担当者の急病による休職が重なり、適切な人材を従事させることができなかったためであります。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、経理部門の人員及び能力不足の解消に努め、翌事業年度においては、適切な内部統制を整備し運用する方針であります。

## 4【付記事項】

該当事項はありません。

## 5【特記事項】

該当事項はありません。